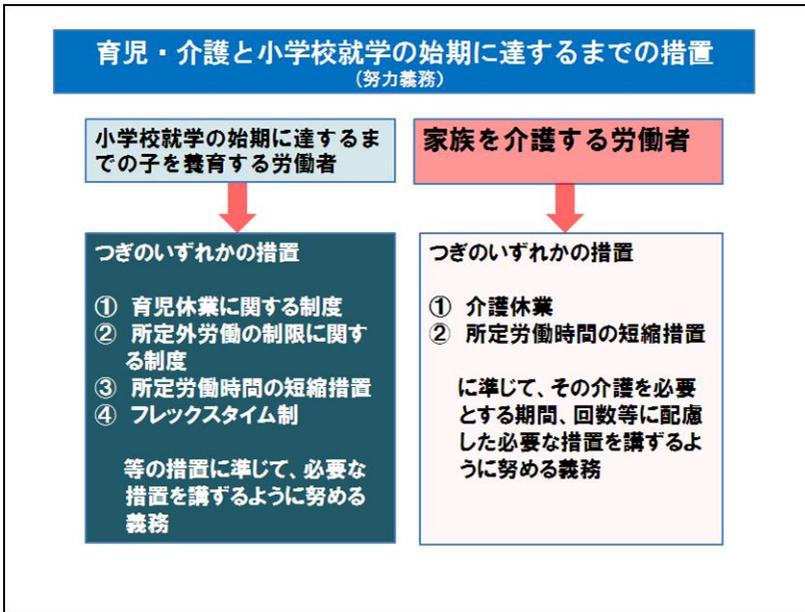


6-13 育児・介護と小学校就学の始期に達するまでの措置（努力義務）



育児と小学校就学の始期に達するまでの措置

事業主は、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又はフレックスタイム制等の措置に準じて、必要な措置を講ずるように努めなければならない(24条1項)。

介護と小学校就学の始期に達するまでの措置

事業主は、家族を介護する労働者に関して、介護休業又は所定労働時間の短縮措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるように努めなければならない(24条2項)。